

令和5年安曇野市議会 6月定例会 提案説明書



— 目次 —

報告第 2 号 .....	1
報告第 3 号 .....	3
報告第 4 号 .....	4
報告第 5 号 .....	5
報告第 6 号 .....	6
報告第 7 号 .....	7
報告第 8 号 .....	8
報告第 9 号 .....	9
報告第 10 号 .....	10
報告第 11 号 .....	12
報告第 12 号 .....	13
報告第 13 号 .....	14
報告第 14 号 .....	19
報告第 15 号 .....	22
報告第 16 号 .....	24
報告第 17 号 .....	27
報告第 18 号 .....	28
報告第 19 号 .....	29
議案第 52 号 .....	30
議案第 53 号 .....	31
議案第 54 号 .....	32
議案第 55 号 .....	33
議案第 56 号 .....	34
議案第 57 号 .....	35
議案第 58 号 .....	37
議案第 59 号 .....	41
議案第 60 号 .....	42
議案第 61 号 .....	43



## 報告第2号

### 令和4年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件は、令和4年度安曇野市一般会計当初予算、補正予算第8号、専決第3号に定めるところにより、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容について、繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

- ・3款 民生費の介護保険施設整備等補助事務（2,319万円）は、令和4年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により実施する事業であり、国の交付決定が年度末になったこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越をするものです。

続きまして

- ・3款 民生費の小規模保育施設整備事業（1,117万3千円）は、原材料不足に伴い工事に関わる製品の納期に遅延が生じたこと及び国、県の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・6款 農林水産業費の担い手・集落支援事業（249万円）は、経営体育成支援事業補助金により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・6款 後継者育成事業（367万5千円）は、新規就農者育成対策・経営発展事業補助金により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・8款 除雪融雪事業（2,376万円）は、凍結防止剤散布車購入について、一部部品の調達に遅延が生じたことから、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・8款 土木費の市道新設改良事業（交付金）（1億1,805万4千円）は、国の社会資本整備総合交付金により実施する事業であり、コンクリート二次製品の納入に遅延が生じたことから、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・8款 土木費の道路橋梁修繕事業（交付金）（5,250万円）は、国の社会資本整備総合交付金の追加内示により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 8 款 土木費の都市再生整備計画事業（明科駅周辺）（3 億 7,460 万円）は、都市構造再編集中支援事業交付金により実施する事業であり、資材調達や関係者との調整に日数を要したこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 8 款 土木費の公園施設長寿命化事業（850 万円）は、国の社会資本整備総合交付金の追加内示により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 8 款 土木費の下水道施設統廃合事業（1,720 万円）は、下水道法計画変更、都市計画法認可変更の手続き後に交付申請する必要があるため、交付決定までに不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 10 款 教育費の豊科南小学校施設改修事業（3,215 万 6 千円）、三郷小学校施設改修事業（8 億 8,882 万 9 千円）及び堀金小学校施設改修事業（989 万 4 千円）は、国の補正予算により、学校施設環境改善交付金により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 10 款 同じく教育費の豊科南中学校施設改修事業（706 万 2 千円）及び堀金中学校施設改修事業（6,830 万 7 千円）は、国の補正予算により、学校施設環境改善交付金により実施する事業であり、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

- ・ 11 款 災害復旧費の耕地災害復旧事業（1 億 5,769 万 5 千円）は、令和 3 年 8 月豪雨災害により被災し、国の災害認定を受けた重光堰頭首工と熊倉堰頭首工の復旧工事であり、渇水期である令和 4 年 11 月に工事着手したものの関係機関との協議に不測の日数を要したこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

以上、合計 16 事業 17 億 9,908 万 5 千円を明許繰越しするものです。

説明は、以上です。

## 報告第3号

### 令和4年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

- ・ 2款 総務費の自転車活用推進事業(ハード) (2,605万9千円) は、メンテナンスバイク付帯施設整備工事に係る製品の納期に遅延が生じたことから、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。
- ・ 8款 土木費の市道新設改良事業(合併特例債) (2,227万6千円) は、補償対象工作物の移転が遅延したことから、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。
- ・ 8款 土木費の【明許】河川管理事務 (5,390万円) は、排水ポンプ車の半導体部品の調達に遅延が生じたことから、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。
- ・ 8款 土木費の潮雨水ポンプ施設修繕事業 (1,188万円) は、電気設備機器の調達に遅延が生じたことから、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。
- ・ 11款 災害復旧費の【明許】林道災害復旧事業 (1,108万8千円) は、令和3年8月豪雨で被災した林道白牧線の復旧工事であり、林道上部の2度に渡る法面崩落により工期が延長となったことから、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。
- ・ 11款 災害復旧費の【明許】耕地災害復旧費事業 (1億8,650万5千円) は、令和3年8月豪雨で被災し、国の災害認定を受けた豊科光頭首工の復旧工事であり、渇水期である令和4年11月に工事着手したものの関係機関との協議に不測の日数を要したこと等、年度内での事業完了が困難であり、事故繰越しをするものです。

合計6事業、3億1,170万8千円を事故繰越しするものです。

説明は、以上です。

## 報告第4号

### 令和4年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、  
令和4年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書  
地方公営企業法第26条第1項に該当する建設改良費の繰越額  
を報告するものです。

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費

安曇野市水道事業 県道田多井中萱豊科線改良に伴う給水管布設替工事

翌年度繰越額 247 万 5 千円につきましては、県道改良工事の工程変更に伴い、当該  
工事に支障となる個所の給水管布設替工事の施工時期が変更になり、年度内の完成が  
見込めないため、繰越しとなるものです。

説明は、以上です。

## 報告第5号

### 令和4年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書について

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、  
令和4年度安曇野市下水道事業会計予算繰越計算書  
地方公営企業法第26条第1項に該当する建設改良費の繰越額  
を報告するものです。

1款 資本的支出 1項 建設改良費 で5件該当がございます。

まず、「下水道施設統廃合事業 接続管路実施設計業務委託」で、翌年度繰越額は6,242万円です。

設計延長が長距離であり、年度内の完了が見込めないため、繰り越しとなるものです。

次に、「下水道事業統廃合事業 地質調査業務委託」で、翌年度繰越額は638万円です。

先ほどの接続管路実施設計業務と関連しており、年度内の完了が見込めないため、繰り越しとなるものです。

次に、「新田2号マンホールポンプ場改築更新工事」で、翌年度繰越額は1,685万2千円です。

全国的に半導体が不足しており、材料調達に不測の日数を要したため、繰り越しとなるものです。

次に、「豊科第3幹線実施設計業務委託」で、翌年度繰越額は420万2千円です。  
県から追加予算の内示が12月に示され、年度内の完了が見込めないため、繰り越しとなるものです。

次に、「中萱第2マンホールポンプ場ほか改築更新工事」で、翌年度繰越額は3,303万3千円です。

国の2次補正を受けて行う工事であり、予算の内示が12月に示され、年度内の竣工が見込めないため、繰越しとなるものです。

説明は、以上です。

## 報告第6号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関する  
こと）

別紙をお願いいたします。

安曇野市豊科6000番地における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めること  
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5  
年3月29日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市内在住者です。

### 2 事故の概要

令和5年2月10日、安曇野市役所駐車場内において、公用車が後退した際、後  
方確認を怠り停止していた相手車両に衝突した物損事故です。

### 3 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市運転手の不注意であるため、安曇野市の過失を100%  
とし、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として241,113円を支払うも  
のとなります。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何ら  
の債権債務がないことを相互に確認しましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

## 報告第7号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について（道路事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市穂高柏原4579番地1先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年4月19日付けで専決処分したものです。

### 1 和解の相手方

市内在住者です。

### 2 事故の概要

令和5年3月27日、損害賠償請求者が運転する普通自動車市道穂高1級9号線を走行中、市道に陥没があり通行後車両左前輪が損傷したものです。

### 3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を50%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として14,000円を賠償するものとして、令和5年4月19日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

## 報告第8号

### 債権放棄の報告について（住宅新築資金等貸付元利金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第6条第1項第1号の規定により、住宅新築資金等貸付元利金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するものです。

次ページ、別記様式をお願いいたします。

#### 1 放棄した債権の名称

住宅新築資金等貸付元利金に係る債権

#### 2 債権を放棄した日

令和5年3月27日

#### 3 債権を放棄した事由、件数、額等

安曇野市債権管理条例の、第6条第1項第1号に該当する債権は、徴収が著しく困難と認めたもので、238件、1,359万2,303円です。

#### 4 時効の根拠及び時効期間

改正前の民法第167条第1項で、10年です。

この時効に関しましては、経過措置により、施行日前に債権が生じた場合は、旧法が適用されます。

説明は、以上です。

## 報告第9号

### 債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例第6条第1項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するものです。

次のページ、別記様式をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称  
水道料金
- 2 債権を放棄した日  
令和5年2月27日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について

安曇野市債権管理条例の第6条第1項第1号に該当する債権は、債務者が転出し、債権金額が取立に要する費用に満たないもの、また法人が事業を停止し再開の見込みがないもの等、徴収が著しく困難又は不相当と認めて徴収停止とし、時効が完成しているもので、計16件、4万9,796円です。

条例第6条第1項第3号に該当する債権は、裁判所から免責決定を受けたもので、計4件、1万6,736円です。

条例第6条第1項第4号に該当する債権は、所在不明者や滞納者が死亡して相続人が不存在の者等、徴収の見込みのないもので、計103件49万8,264円です。

合計で、123件、56万4,796円の債権放棄です。

- 4 時効の根拠及び時効期間

民法の改正により令和2年4月1日から消滅時効が2年から5年となりましたが、経過措置により、施行日前に水道の開栓を申込されている場合は、従前の例によるとし、旧法が適用されます。

本報告案件の適用区分については、新法が5件、旧法が118件となります。

説明は、以上です。

専決処分の承認を求めることについて（安曇野市税条例の一部を改正する条例）

令和 5 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律を含む関係法令が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され、その一部の施行が 4 月 1 日とされたため、安曇野市税条例についても関連する改正を令和 5 年 3 月 31 日付けで専決処分したものです。

主な改正内容です。

まず「個人住民税」関係です。

第 34 条の 9 の改正は、森林環境税の導入に伴う改正ですが、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除不足額の充当先に森林環境税を加えるものです。

次に第 36 条の 3 の 2 の改正ですが、個人の市民税にかかる扶養親族等申告書について、給与支払者を經由して提出した申告書に記載した事項に異動がないときは、当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができるとするものです。

次に、第 38 条から第 47 条の 6 の改正ですが、森林環境税の導入に伴う改正に併せて、法改正にあわせた字句の改正をしております。

続きまして、「法人住民税」関係で、第 48 条、第 50 条は、納付書の書式を追加する改正です。

続きまして、「軽自動車税」関係です。

第 82 条の改正ですが、地方税法施行規則等の改正により、電動のキックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の区分が新設されたことによる所要の改正です。なお、特定小型原動機付自転車は第 82 条第 1 号アに区分されます。

続きまして、「たばこ税」関係で、第 98 条、第 101 条は、納付書の書式を追加する改正です。

これ以降は、附則に係る改正です。

附則第 10 条の改正ですが、令和 5 年 3 月 31 日をもって適用が切れた、先端設備等に係る固定資産税の特例措置に係る規定を削るものです。

次に附則第 10 条の 2 の改正ですが、第 18 項では、特例の適用が切れました先端設備等に係る規定を削り、新たに複数人で所有している築 20 年以上のマンションについて長寿命化に資する大規模工事を行った際の建物の固定資産税を減額する特例率を 3 分の 1 と定める改正です。

また、附則第 10 条の 3 の改正では、マンションの長寿命化の特例の適用を受けようとする者が提出する申告書の規定を加える改正です。

附則第 15 条の 2 ですが、特定期間が終了した「軽自動車の環境性能割の非課税」に係る規定を削り、附則第 15 条の 2 の 2「軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例」の規定を附則第 15 条の 2 とし、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正です。

次に附則第 16 条ですが、一定の要件を備えた電気自動車等を取得した場合における翌年度の種別割を 75%軽減する軽課措置並びに、2030 年度燃費基準 90%を達成し、一定の排ガス性能を備えた営業用乗用車を取得した場合における翌年度の種別割を 50%軽減する軽課措置の適用期限を 3 年延長、また、同基準 70%達成の営業用乗用車を取得した場合における翌年度の種別割を 25%軽減する軽課措置の適用期限を 2 年延長する改正です。

次に附則第 16 条の 2 ですが、不正により生じた軽自動車税の種別割の納付不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正です。

説明は、以上です。

## 報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて（安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

今回の国民健康保険条例の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により令和 5 年 4 月 1 日から施行され、同日付で専決処分を行ったものです。

改正内容は、出産育児一時金等の支給額を引き上げるものです。

改正条項の内容について説明します。

第 6 条第 1 項中の「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改め、同行の但し書き中の「42 万円」を「50 万円」に改めるものです。

本改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

## 報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

令和 5 年度税制改正により、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることとされたため、同日付で専決処分を行ったものです。

改正内容は、国保税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げと、低所得者に係る国保税の軽減判定所得を引き上げるものです。

改正内容について説明します。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改め、同様に第 19 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改めるものです。

第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号は、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 5 割軽減は「28 万 5 千円」から「29 万円」に、2 割軽減は「52 万円」から「53 万 5 千円」に引き上げる改正です。

その他、字句の修正を行うものです。

附則第 1 項で施行期日を規定しております。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日です。

附則第 2 項では経過措置として改正後の規程を令和 5 年度からの適用とするものです。

説明は、以上です。

## 報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 3 号））

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,900 万円を減額し、補正後の予算額を 468 億 6,600 万円とします。

令和 4 年度の最終補正とし、決算を踏まえた歳入の整理及び歳出不執行額の整理を中心として行う増減補正、また、繰越明許費、地方債の変更について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分しております。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

2 款 地方譲与税は、1,746 万 5 千円の減額です。

2 項 自動車重量譲与税で、(1,767 万 4 千円) の減額が主なものです。

3 款 利子割交付金は、326 万円の減額です。

4 款 配当割交付金は、1,027 万 2 千円の増額です。

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、3,464 万 2 千円の減額です。

6 款 法人事業税交付金は、4,808 万 4 千円の増額です。

7 款 地方消費税交付金は、2 億 407 万 5 千円の増額です。

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、71 万 8 千円の増額です。

9 款 環境性能割交付金は、1,065 万 3 千円の減額です。

10 款 地方特例交付金は、216 万 6 千円の増額です。

全額、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特例交付金の増額です。

11 款 地方交付税は、8,523 万 8 千円の増額です。

1 項 地方交付税で、全額「特別交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、879 万 9 千円の増額です。

1 項 分担金で、「土地改良事業地元分担金」(387 万 6 千円) の増額です。

2 項 負担金で、492 万 3 千円の増額です。「児童クラブ負担金」(564 万 4 千円) の増額が主なものです。

14 款 使用料及び手数料は、1,665 万円の減額です。

- 1 項 使用料で、310 万 3 千円の減額です。「社会体育施設使用料」(△312 万 9 千円)の減額が主なものです。
- 2 項 手数料で、1,354 万 7 千円の減額です。「夜間急病センター診療手数料」(△750 万 9 千円)の減額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、1 億 3,839 万 3 千円の減額です。

- 1 項 国庫負担金で、2,749 万 4 千円の減額です。「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」(△1,465 万 8 千円)の減額が主なものです。
- 2 項 国庫補助金で、1 億 1,909 万 5 千円の減額です。「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業補助金」(△6,379 万 5 千円)の減額が主なものです。

16 款 県支出金は、1 億 2,855 万 2 千円の減額です。

- 1 項 県負担金で、5,585 万円の減額です。「子どものための教育保育給付費負担金」(△4,055 万 5 千円)の減額が主なものです。
- 2 項 県補助金で、3,947 万 5 千円の減額です。「長野県生活困窮世帯緊急支援金給付事業補助金」(△1,340 万 8 千円)の減額が主なものです。
- 3 項 県委託金で、3,322 万 7 千円の減額です。「県知事選挙委託金」(△1,750 万 7 千円)の減額が主なものです。

17 款 財産収入は、648 万 5 千円の増額です。

- 1 項 財産運用収入で、6 万 8 千円の増額です。「財政調整基金利子」(12 万 6 千円)の増額が主なものです。
- 2 項 財産売却収入で、「市有地売却収入」(641 万 7 千円)の増額です。

18 款 寄附金は、1,335 万 9 千円の減額です。

- 1 項 寄付金で、「ふるさと寄附金」(△1,412 万 6 千円)の減額が主なものです。

19 款 繰入金は、1,987 万 9 千円の減額です。

- 1 項 特別会計繰入金で、「国民健康保険特別会計繰入金」(△76 万 8 千円)の減額です。
- 2 項 基金繰入金で、1,911 万 1 千円の減額です。「ふるさと寄附基金繰入金」(△1,755 万 7 千円)の減額が主なものです。

21 款 諸収入は、251 万 6 千円の増額です。

- 3 項 貸付金元利収入で、217 万 6 千円の減額です。「福祉医療費貸付金元金収入」(△187 万 3 千円)の減額が主なものです。
- 4 項 受託事業収入で、「JR 乗車券類等発売業務」(36 万 5 千円)の増額です
- 5 項 雑入で、432 万 7 千円の増額です。「制度資金保証料補給金返還金」(2,631 万円)の増額が主なものです。

22 款 市債は、1 億 450 万円の減額です。

- 1 項 市債で、「公営住宅建設事業」(△4,540 万円)の減額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

4 ページの歳出です。

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなります。)  
主なものに限りご説明いたします。

1 款 議会費は、950 万 7 千円の減額です。

1 項 議会費で、研修や視察の中止による費用弁償等の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 40 ページからとなります。)

2 款 総務費は、13 億 1,183 万 1 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、13 億 8,511 万 2 千円の増額です。公共施設整備基金の積立てとして「基金積立金」(14 億 5,012 万 7 千円)の増額が主なものです。

4 項 選挙費で、3,833 万 6 千円の減額です。事業費の確定に伴う「県知事選挙費」(△1,821 万 1 千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 54 ページからとなります。)

3 款 民生費は、6 億 8,976 万 6 千円の減額です。

1 項 社会福祉費で、3 億 8,975 万 4 千円の減額です。非課税世帯等への支援事業費の確定による「物価高騰緊急支援給付金給付事業」(△1 億 1,031 万 3 千円)の減額が主なものです。

2 項 児童福祉費で、2 億 106 万 7 千円の減額です。子育て世帯への支援事業費の確定による「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」(△4,500 万 5 千円)の減額、私立保育所への補助事業等の確定による「保育政策費」(△1 億 694 万円)の減額が主なものです。

3 項 生活保護費で、9,894 万 5 千円の減額です。令和 4 年度生活保護費の実績見込みなどに伴う「生活保護総務費」の減額です。

(事項別明細書は予算説明書 70 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、2 億 1,826 万 1 千円の減額です。

1 項 保健衛生費で、2 億 1,239 万 2 千円の減額です。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の確定による「ワクチン予防接種事業」(△3,548 万 2 千円)の減額、予防接種事業の実績見込みに伴う「予防接種事業」(△9,304 万 3 千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 82 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、2,443 万 6 千円の減額です。

1 項 農業費で、1,850 万 3 千円の減額です。経営所得安定対策等推進事業費の確定による「水田農業振興事業」(△512 万 8 千円)の減額、畜産経営安定化事業費の確定等による「畜産振興事業」(△439 万 4 千円)の減額が主なものです。

3 項 耕地費で、642 万 7 千円の減額です。土地改良区への補助金額等の確定による「土地改良施設維持管理適正化事業」(△340 万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 90 ページからとなります。)

7款 商工費は、1億612万7千円の減額です。

- 1項 商工費で、企業等支援助成事業費の確定による「工業振興事業」(△4,978万5千円)の減額、制度資金利子補給事業費の確定による「市制度資金貸付事業」(△1,749万9千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書96ページからとなります。)

8款 土木費は、7,673万1千円の減額です。

- 2項 道路橋梁費で、1,619万1千円の減額です。事業費の確定に伴う「社会資本整備総合交付金事業(修繕)」(△1,504万1千円)の減額が主なものです。
- 4項 都市計画費で、1,269万5千円の減額です。住宅耐震化事業補助事業費の確定による「耐震化推進事業」(△1,139万5千円)の減額が主なものです。
- 5項 住宅費で、4,784万5千円の減額です。市営住宅改修事業費等の確定に伴い全額「住宅管理費」の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の102ページからとなります。)

9款 消防費は、1,872万円の減額です。

- 1項 消防費で、消防団詰所新築工事等事業費の確定による「消防施設維持整備事業」(△865万4千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書104ページからとなります。)

10款 教育費は、8,490万円の減額です。

- 1項 教育総務費で、3,353万6千円の減額です。スクールバス運行委託費等の確定に伴う「学校バス運行事業」(△1,202万7千円)の減額が主なものです。
- 4項 幼稚園費で、949万6千円の減額です。幼稚園教諭の報酬等の実績に伴う「穂高幼稚園運営費」(△813万5千円)の減額が主なものです。
- 5項 社会教育費で、972万2千円の減額です。地区公民館活動補助金等の確定による「中央公民館事業費」(△755万8千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書118ページからとなります。)

12款 公債費は、2億238万3千円の減額です。

- 1項 公債費で、償還元金確定に伴う「長期借入金償還元金」(△1億8,371万4千円)の減額が主なものです。

以上が歳出の概要です。

議案書6ページの「第2表 繰越明許費補正」です。

3件の追加となります。国の交付決定が年度末になったことから事業着手に遅れが生じた「介護保険施設整備等補助事業」、原材料不足に伴い工事に関わる製品の納期に遅れが生じた「小規模保育施設整備事業」、関係機関との協議に不測の日数を要するなど工事進捗に遅延が生じた「耕地災害復旧事業」の3事業について繰越明許費を追加するもので、いずれも年度内での事業完了が困難となった国庫補助事業です。

議案書7ページの「第3表 地方債補正」です。

地方債の借入限度額について変更を行うものになります。主として各事業費の確定

による限度額の減額変更であり、「旧合併特例事業債」で5件、公共事業等債で2件、施設整備事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債で各1件、合わせて10件の補正です。

続いて、123 ページをご覧ください。以上により補正後の当該年度中の起債見込み額は26億8,820万円となります。

説明は、以上です。

## 報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分したものです。

内容について説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,967 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 6,501 万 6 千円とするものです。

歳入につきましては、主に国民健康保険税の収入実績、国及び県の交付決定及び繰入金額の確定に基づく補正としました。また、歳出につきましては、支払い実績によります保険給付費の確定並びに不用額の整理を基本としております。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明いたします。事項別明細書は 10 ページからです。

1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税は、補正額 928 万 6 千円の増額です。

収入実績による補正です。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金は、補正額 6 万 9 千円の増額です。

補助金の交付決定による補正です。

4 款 県支出金 補正額は 855 万 8 千円の増額です。

1 項 県補助金は、855 万 9 千円の増額となります。

交付額の決定によるものです。

2 項 財政安定化基金交付金は、1 千円の減額です。

収入実績なしによるものです。

つづきまして、（事項別明細書は 12 ページから）

6 款 繰入金 補正額は 7,214 万 2 千円の減額です。

1 項 他会計繰入金は、1,214 万 2 千円の減額です。

それぞれ対象となる科目の実績に対して、一般会計から繰入れるものです。主な内訳は、出産育児一時金繰入金が 207 万 6 千円の減、事務費繰入金が 905 万 3 千円の減、後期高齢者健診繰入金が 64 万 3 千円の減、地単事業減額調整分補填金が 37 万円の減です。

2 項 基金繰入金は、6,000 万円の減額です。

歳入歳出の予算調整によるものです。

8 款 諸収入 補正額は 455 万 4 千円の増額で、収納見込または実績による増額です。

主な項目は、  
3項 貸付金元利収入は、200万円の減額で、実績に基づく減額です。

つづきまして、(事項別明細書は14ページから)

4項 受託事業収入は、後期高齢者健診に対して交付される受託料ですが、552万6千円の増額です。

6項 雑入は、103万1千円の増で、主な内訳は、交通事故の際の治療に被保険者証を使用した、第三者納付金の収入実績に基づく増額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書3ページ、事項別明細書は16ページからとなります。

#### 1款 総務費 補正額264万5千円の減額です。

主な項目は

- 1項 総務管理費 236万円の減額、
  - 2項 賦課徴収費 21万1千円の減額 などです。
- いずれの項目も、支出額の確定による減額です。

つづきまして、(事項別明細書は18ページから)

#### 2款 保険給付費 補正額681万4千円の減額です。

主な項目は

- 1項 療養諸費は、158万6千円の減額、
- 2項 高額療養費は、27万5千円の減額、

つづきまして、(事項別明細書は20ページから)

- 3項 移送費は、25万1千円の減額、
- 4項 出産育児諸費は、269万6千円の減額

つづきまして、(事項別明細書は22ページから)

- 5項 葬祭諸費は、57万円の減額
  - 6項 精神諸費は、122万2千円の減額、
  - 7項 傷病手当諸費は、21万4千円の減額、
- などがございます。

いずれの項目も、支出額の確定による減額です。

つづきまして、(事項別明細書は24ページから)

#### 3款 国民健康保険事業費納付金

こちらは1項及び3項で財源変更です。

#### 4款 保健事業費 補正額3,942万5千円の減額です。

- 1項 保健事業費は、442万2千円の減、主に高額療養費貸付金などの減額です。

つづきまして、(事項別明細書は26ページから)

2項 特定健康診査等事業費は、3,500万3千円の減、主に特定健診実施、人間ドック等実施の委託料などの減額です。

つづきまして、(事項別明細書は28ページから)

7款 諸支出金 補正額は、180万4千円の減額で、実績による減額です。

つづきまして、(事項別明細書は30ページから)

8款 予備費 補正額は、101万3千円の増額で、歳入歳出の調整です。

説明は、以上です。

## 報告第 15 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,177 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,261 万 6 千円とするもので、歳入・歳出ともに、不用額の整理をしたものです。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明します。事項別明細書は 10 ページからです。

1 款 後期高齢者医療保険料 補正額 1,246 万 2 千円の増額で、後期高齢者医療保険料の増額です。

2 款 使用料及び手数料 6 万 7 千円の増額で、督促手数料の増額です。

3 款 繰入金 補正額 52 万 1 千円の減額で、事務費繰入金の減額です。

5 款 諸収入 補正額 23 万 4 千円の減額で、主に広域連合からの納入実績に基づく減額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明します。

議案書 3 ページ、事項別明細書は 12 ページからとなります。

1 款 総務費 補正額 45 万円の減額で、歳入歳出の予算調整です。

1 項 総務管理費 1 万 1 千円の減額、

2 項 徴収費 43 万 9 千円の減額 などです。

いずれの項目も、支出額の確定による減額です。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額 1,894 万 5 千円の減額で、広域連合へ納入する納付額の確定に伴うものです。

3款 諸支出金 補正額 24 万 5 千円の減額で、償還金及び還付加算金の確定に伴うものです。

4款 予備費 補正額 3,141 万 4 千円の増額で、歳入歳出の予算調整です。

説明は、以上です。

## 報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分したものです。

内容についてご説明します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 9,667 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 1,972 万 2 千円とするものです。

歳入につきましては、国・県等の交付決定等に基づく補正としました。また、歳出につきましては、実績によります不用額の整理を中心に補正しています。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからです。

1 款 保険料 1 項 介護保険料は補正額 2,614 万円 2 千円の増額です。  
収納見込みによる補正です。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は補正額 2 万 3 千円の増額です。  
収納見込みによる補正です。

3 款 国庫支出金 補正額は 3,512 万 3 千円の減額です。

1 項 国庫負担金は、7,784 万 1 千円の減額となります。  
交付額の決定によるものです。

2 項 国庫補助金は、4,271 万 8 千円の増額です。  
交付額の決定等によるものでありまして、調整交付金、介護保険審査支払システム改修経費補助金等を増額するものです。

つづきまして、（事項別明細書は 12 ページから）

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は補正額 2 千円の増額です。  
これは 2 号被保険者分の支払基金からの交付金であり、交付額決定によるものです。

5 款 県支出金 補正額は 8 千円の増額です。

1 項 県負担金は 1 千円の減額となります。

2 項 県補助金は 9 千円の増額となります。

交付額決定により、地域支援事業交付金を増額するものです。

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は補正額 21 万 8 千円の減額となります。  
介護予防サービス計画費収入の実績によるものです。

8款 繰入金 補正額は4億8,755万3千円の減額です。

1項 一般会計繰入金は1億526万7千円の減額となります。

介護給付費及び事務費・地域支援事業費等の実績によるもので、主なものは、介護給付費の減額に伴う繰入金の減額です。

(14ページとなります)

2項 基金繰入金は3億8,228万6千円の減額で、介護給付費が当初見込みを下回ったため、基金繰り入れが不要となったことによる減額です。

10款 諸収入 補正額は4万8千円、実績による増額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書3ページ、事項別明細書は16ページからとなります。

1款 総務費 補正額1,568万3千円の減額です。 主な項目は

1項 総務管理費は264万3千円の減額、通信運搬費等の減額です。

2項 徴収費は19万2千円の減額、委託料や研修参加負担金等の減額です。

(18ページとなります)

3項 介護認定審査会費は1,284万8千円の減額、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料等の実績によるものです。

2款 保険給付費 補正額 6億6,003万円の減額です。

主な項目は

1項 介護サービス等諸費は6億1,045万2千円の減額、主に給付費の実績により減額をしたものです。

(20ページとなります)

2項 その他諸費は6万4千円の減額、

3項 高額介護サービス等費は435万7千円の減額、

4項 特定入所者介護サービス等費は4,200万9千円の減額

(22ページとなります)

5項 高額医療合算介護サービス等費は314万8千円の減額  
実績に基づく減額となります。

3款 地域支援事業 補正額 3,644万1千円の減額です。

1項 介護予防事業は623万9千円の減額、主に介護予防教室の報償費及び委託料等の減額です。

(24ページとなります)

2項 包括的支援事業・任意事業費は675万2千円の減額、主に地域包括支援センター業務に係る経費等の、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が203万9千円の減額、(24ページから28ページにかけてとなります)介護用品購入助成等の任意事業費が、276万7千円の減額、認知症総合支援事業費等の地域包括ケア推進事業が194万6千円の減額です。

(28ページとなります)

3項 介護予防・日常生活支援総合事業は2,214万円の減額。通所介護相当サービス、通所型サービスC等の減額で、実績によるものです。  
(30ページとなります)

4項 その他諸費は131万円の減額。総合事業の高額介護予防サービス費相当事業等の実績によるものです。

4款 介護サービス事業費 1項 介護予防支援事業費の補正額は197万3千円の減額です。実績により介護予防支援業務委託料を減額するものです。

(32ページとなります)

5款 保健福祉事業費 1項 保健福祉事業費の補正額は54万9千円の減額です。実績により支え合い整備事業補助金を減額するものです。

7款 公債費 1項 公債費の補正額は10万円の減額、介護サービス等の支払いについて、一時借入を行わなかったことにより、実績に基づく減額です。

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金の補正額は2万円の減額、第1号被保険者保険料還付金の実績に基づく減額です。

9款 予備費 1項 予備費の補正額は2億1,812万5千円の増額です。国、県や支払基金から概算交付されている負担金や交付金等に係る返還金、介護保険料の増加分等を考慮しまして、翌年度精算に向けて増額するものです。

説明は、以上です。

## 報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分したものです。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54 万 6 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193 万 8 千円とするもので、令和 4 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容です。

それでは 2 ページをお願いします。事項別明細書は 7 ページからです。

まず、歳入ですが、歳出の減額により 2 款 1 項 他会計繰入金を 54 万 6 千円減額するものです。

続きまして 歳出 3 ページ 事項別明細書は 8 ページになります。

1 款 1 項 産業団地事業費は、産業団地建設事業費の内、委託料の不用額 54 万 6 千円を減額するものです。

説明は、以上です。

## 報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、令和 5 年 3 月 24 日付けで専決処分したものです。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 80 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 967 万 1 千円とするもので、令和 4 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容です。

それでは、2 ページをお願いします。事項別明細書は、7 ページになります。

まず、歳入ですが、歳出の減額により 1 款、1 項、他会計繰入金を 80 万 5 千円減額するものです。

次に 歳出 3 ページ 事項別明細書は 8 ページです。

1 款、1 項、施設事業費は、有明荘施設管理費の内、施設修繕費・工事請負費等の不用額を 80 万 5 千円減額するものです。

説明は、以上です。

## 報告第 19 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号））

（補正予算の要旨）

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,600 万円を増額し、463 億 1,200 万円としました。

物価高騰に対する生活支援として国が行う、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」を速やかに給付するものとして追加予算を計上し、令和 5 年 4 月 26 日付けで専決処分しております。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、9,600 万円の増額です。

2 項 国庫補助金で、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）国庫補助金」（4,312 万 2 千円）、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）国庫補助金」（5,287 万 8 千円）の増額です。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費は、9,600 万円の増額です。

2 項 児童福祉費で、物価高騰の影響が大きい低所得の子育て世帯に対し給付金を給付することとして、全額「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」の増額です。支給対象として、ひとり親世帯（児童扶養手当受給者等）1000 世帯、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯（児童手当受給者等）800 世帯を見込みました。給付額は予定児童 1 人あたり 5 万円となります。

以上が歳出の概要です。

説明は、以上です。

## 議案第 52 号

### 安曇野市行政改革推進委員会設置条例を廃止する条例

本廃止条例は、行政改革に関する進捗管理を総合計画に移行し、安曇野市行政改革大綱を廃止したことに伴い、当委員会を現行の委員の任期満了をもって終了するためのものです。

この条例は、公布の日から施行します。

また、安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例別表第 2 から、廃止する行政改革推進委員会委員についての規定を削ります。

説明は、以上です。

## 議案第 53 号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本条例については、生活保護法に準じた保護を受ける外国籍の者が、日本国籍を有する者と等しく特定個人情報を利用した保護を受けるようにするため、特定個人情報を独自に利用する事務として条例に規定するために必要な改正を行うものです。

主な改正にかかわる部分について説明します。

第 2 条（定義）は、本条例の用語の意義について、法による用語例によるものに改正するものです。

第 3 条（市の責務）は、独自利用に関して市の責務の表記を盛り込むものです。

第 4 条（個人番号の利用範囲）と第 5 条（特定個人情報の提供）は、利用範囲として、別表 1 から 3 を設けて、事務を行う内容や利用できる範囲を示すものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 54 号

### 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

本改正案は、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少が見込まれる被保険者について、介護保険料の減免の特例を設けるものです。

改正の内容についてご説明します。

新型コロナの影響により所得の減少が見込まれる第 1 号被保険者に対する減免措置が令和 4 年度末で終了しますが、本改正において附則第 10 項を加え、令和 4 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得し、令和 5 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来する者の介護保険料の減免の特例を設けるものです。

減免の申請期限は令和 5 年 9 月 30 日までとします。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 55 号

### 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本改正案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる被保険者に対する減免の特例を、国の財政支援終了に伴い、令和 4 年度分で終了するものです。

改正の内容です。

新型コロナの影響により、所得の減少が見込まれる被保険者に対する減免措置が令和 4 年度末で終了しますが、本改正において附則第 25 項を加え、令和 4 年度末に資格取得したことにより、令和 5 年 4 月以降に納期限が到来する令和 4 年度相当分の国民健康保険税の減免の特例を設けるものです。

なお、減免の申請期限は、令和 5 年 12 月 28 日までとします。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 56 号

安曇野市証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例

本改正案は、農業委員会が、所掌する事務を遂行するため、必要があるときに、農地所有者や農業者等に出頭を求め、調査を行った場合などの、費用弁償の支給を定めた条例について、「農業委員会等に関する法律」が一部改正され、条文等が追加となったため、条例中に引用する関係条項について整理し、あわせて字句等、必要な見直しを行うものです。

第 2 条第 4 号中、農業委員会等に関する法律「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に、それぞれ改めるものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

## 議案第 57 号

### 令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）

#### （補正予算の要旨）

今回の補正予算は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援に係る経費並びに令和 5 年 5 月 7 日大雨警報（土砂災害）により罹災した市道、畦畔等の災害復旧費について、追加の補正予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

#### 〔説明事項〕

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金 は、5 億 5,060 万 8 千円の増額です。

2 項 国庫補助金で、全額「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額です。

19 款 繰入金 は、339 万 2 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、財源調整のため全額「財政調整基金繰入金」からの繰り入れです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費 は、2 億 8,284 万 6 千円の増額です。

主な項目としては、

1 項 社会福祉費で、食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯に対して給付金を給付する「物価高騰緊急支援給付金給付事業」（2 億 8,154 万 3 千円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

6 款 農林水産業費 は、1 項 農業費で 2,209 万 3 千円の増額です。

全額、物価高騰により令和 4 年 6 月から令和 5 年 5 月までに適用された価格で肥料を購入し、かつ、化学肥料低減の取組みを行う農業者に対し、農協等を通じて前年度から増加した肥料費の 1～2 割を支援する「畑作園芸振興事業」の増額です。

なお、国で 7 割・県で 1～2 割を支援する事業で、市分も併せ 10 割が補助される事業となります。

（事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。）

7款 商工費 は、1項 商工費で、2億1,006万1千円の増額です。

全額、物価高騰により原材料費・仕入値等が増加した事業者を支援するため、直近の確定申告書及び前年の確定申告書の原価率を比較し、3ポイント以上上昇している事業者に対し、原材料費の額に応じて定額を支給する「新型コロナウイルス感染症対策事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからとなります。)

11款 災害復旧費は、3,900万円の増額です。

令和5年5月7日大雨警報(土砂災害)により罹災した災害復旧費となります。

1項 土木施設災害復旧費で、罹災した市道等の災害復旧費として「災害復旧事業」(3,200万円)の増額、

2項 農林水産施設災害復旧費で、罹災した水路、畦畔等の災害復旧費として「耕地災害復旧事業」700万円の増額です。

以上が歳出の概要です。

説明は、以上です。

## 議案第 58 号

### 令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）

#### （補正予算の要旨）

今回の補正予算は、本年度執行後間もないことから、市民の安全確保や利便性確保のため緊急に実施する必要があるものについて補正予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

#### [説明事項]

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、2,612 万円の増額です。

2 項 国庫補助金で、「感染症流行下における学校教育活動体制整備事業」（1,125 万円）の増額が主なものです。

16 款 県支出金は、1,070 万 3 千円の増額です。

2 項 県補助金で、「国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業」（1,063 万円）の増額が主なものです。

19 款 繰入金は、1 億 6,197 万 7 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、財源調整のため「財政調整基金繰入金」（1 億 4,897 万 7 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 14 ページからとなります。）

21 款 諸収入は、200 万円の増額です。

5 項 雑入で、全額、「コミュニティ助成金（地域づくり）」の増額です。

22 款 市債は、980 万円の減額です。

1 項 市債で、全額、「除雪融雪事業（緊自債）」の減額です。

以上が歳入の概要です。

続きまして、3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。）

1 款 議会費は、130 万 8 千円の増額です。

1 項 議会費で、クラムザッハ訪問旅行業務委託等の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。)

2 款 総務費は、1,157 万 2 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、1,148 万 8 千円の増額です。許可処分取消等請求控訴事件判決による委任弁護士報酬費用として「一般管理費」(330 万円)の増額や、定時定路線における田沢駅利用者の増加により、タクシーからマイクロバスへの切替費用として「公共交通事業」(131 万 4 千円)の増額、マイナポイントの申込期限が、令和 5 年 9 月末まで延長となったことから取得支援業務費用として「電算管理費」(554 万 4 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページからとなります。)

3 款 民生費は、6,087 万 4 千円の増額です。

2 項 児童福祉費で、5,836 万 8 千円の増額です。豊科北・穂高南・穂高西小学校の教室を児童クラブへ改修する費用として「児童クラブ整備事業」(5,476 万 2 千円)の増額、三郷西部・三郷東部認定こども園の園庭芝生化工事に係る費用として「公立認定こども園整備費」(350 万円)の増額が主なものです。

3 項 生活保護費で、250 万 6 千円の増額です。生活保護費の基準改定と被保護者調査項目の追加に伴うシステム改修費用として「生活保護総務費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 24 ページからとなります。)

4 款 衛生費 は、37 万 1 千円の増額です。

2 項 清掃費で、全額、穂高リサイクルセンター施設修繕に係る資材等の高騰による「リサイクルセンター管理運営事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、1,814 万円の増額です。

1 項 農業費で、ニホンザル追払い発信機装着業務の追加、追払隊の傷害保険等に係る費用として「有害鳥獣駆除対策」(232 万 6 千円)の増額、国の事業を活用して農業者が実施する麦・大豆生産技術向上を目的とした営農技術の導入支援費用として「農業生産振興費」(1,063 万円)の増額、三郷堆肥センター廃止に向け、搬入農家の畜産ふん尿処理施設の整備に要する費用として「畜産振興事業」(318 万 3 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 28 ページからとなります。)

7 款 商工費 は、3,896 万 1 千円の増額です。

1 項 商工費で、地方創生臨時交付金を活用して令和 2・3 年度に実施したコロナ関連融資に係る信用保証について、令和 4 年度中に繰上償還された分を国へ返還する費用として「市制度資金貸付事業」(2,796 万 1 千円)の増額、夏場に

における観光客の2次交通確保のため、7月末から10月末までの土日・祝日におけるデマンドバスの実証運行に係る費用として、「受入体制整備事業」(1,100万円)の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の30ページからとなります。)

8款 土木費 は、987万6千円の増額です。

2項 道路橋梁費で、985万2千円の減額です。除雪車両の年度内納品が見込めなくなったことから債務負担行為設定による「除雪対策費」(△987万8千円)の減額が主なものです。

5項 住宅費で、1,972万8千円の増額です。市営住宅一日市場団地におけるシロアリ被害住宅の改修費用として全額、「住宅管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の32ページからとなります。)

9款 消防費 は、300万円の増額です。

1項 消防費で、在宅避難に必要とされる防災用品購入補助金に係る費用として全額、「災害対策費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の34ページからとなります。)

10款 教育費は、2,489万8千円の増額です。

2項 小学校費で、1,484万円の増額です。国の新型コロナウイルス感染対策による物品購入費用として全額、「小学校総務管理費」の増額です。

3項 中学校費で、854万円の増額です。同じく国の新型コロナウイルス感染対策による物品購入費用として全額、「中学校総務管理費」の増額です。

5項 社会教育費で、151万8千円の増額です。友好都市神奈川県真鶴町との青少年交流事業において、訪問から受入に変更になったことによる費用として「青少年健全育成費」(101万8千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の38ページからとなります。)

13款 予備費は、2,200万円の増額です。

1項 予備費で、令和5年5月7日大雨警報(土砂災害)により罹災した市道、水路、畦畔等の災害復旧に要した費用分を今後の財政運営を踏まえ増額するものです。

以上が歳出の概要です。

議案書4ページの「第2表 債務負担行為補正」です。

追加が1件です。

年度内に除雪車両の納品が見込めなくなったことから「除雪車両購入事業」を追加するものです。

議案書5ページの「第3表 地方債補正」です。

変更が1件です。

先程の債務負担行為補正でご説明しました除雪車両の年度内納品が見込めなくなったことから「緊急自然災害防止対策事業（土木債）」を変更するものです。

続いて、43ページをご覧ください。

以上により補正後の当該年度中の起債見込み額は、61億7,580万円となります。

説明は、以上です。

## 議案第 59 号

令和 4 年度農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧工事変更請負契約について

令和 4 年 11 月 28 日に議決を得た令和 4 年度農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）豊科光地区犀川堰堤復旧工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

### 記

- 1 契約の目的 令和 4 年度 農業用施設災害復旧事業（R 3 繰越）  
豊科光地区 犀川堰堤復旧工事
- 2 変更金額 変更前 226,600,000 円  
変更後 271,876,000 円
- 3 契約の相手方 ひろおかかたいし  
長野県塩尻市大字広丘堅石 2146-15  
株式会社シーテック 松本支店  
はまち じゅん  
支店長 濱地 純

説明は、以上です。

## 議案第 60 号

### 市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 3 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 0714 号線は、開発行為に伴い、市道廃止を行うものです。

整理番号 2 の三郷 1234 号線は、市道としての機能が喪失していることから廃止するものです。

整理番号 3 の三郷 1731 号線は、三郷東部認定こども園建設に伴い、認定こども園の一部となることから廃止するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 4 ページの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

## 議案第 61 号

### 市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 2 路線ございます。

整理番号 1 の豊科 4594 号線は、平成 28 年度から安曇野建設事務所が整備を進めてきました豊科田沢の大口沢における（主）安曇野インター堀金線の一部改築工事（200 m）が完成し、これに伴い、区域の変更により発生した旧県道を市道認定するものです。

この件につきましては、平成 27 年 1 月 9 日付けで「（主）安曇野インター堀金線の道路改築等に伴う旧道区間の引き受けについて」長野県知事と確約書を締結しており、確約に基づき、今回市道認定するものです。

整理番号 2 の穂高 1229 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから、市道認定するものです。

路線の位置につきましては、2 ページから 3 ページの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。